

法務省民二第2641号  
平成21年11月2日

法務局長殿  
地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記申請関係書類への  
押印の取扱いについて（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり、独立行政法人住宅金融支援機構理事から民  
事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下  
登記官に周知方お取り計らい願います。

住機債発第286号（債）

平成21年10月19日

法務省民事局長 殿

独立行政法人住宅金融支援機構

理事 金森 章宣

理事 阿部 勝次

独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記

申請関係書類への押印の取扱いについて（照会）

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の業務に係る不動産登記事務につきましては、平素より格別の御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、不動産登記申請を行う場合に必要な書類には登記権利者（権利承継者を含む。）又は登記義務者の代表者印又は代理人印の押印が必要ですが、機構が保有する債権は平成21年7月末現在で約293万件あり、担保権抹消登記だけでも年間約30万件という膨大な量となるため、登記関係書類すべてに押印を行うのは事務手続上困難を極めるところです。

つきましては、原則として、機構が作成する不動産登記申請関係書類への代表者印又は代理人印の押印に代えて、当該印鑑の印影を機構が業務上使用する電子計算機に登録し、この印影を当該不動産登記申請関係書類に印刷したものを、貴管下法務局又は地方法務局に提出させていただく取扱いとして差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨を貴管下法務局及び地方法務局登記官に対して周知いただきますよう併せて依頼します。

法務省民二第2640号

平成21年11月2日

独立行政法人住宅金融支援機構

理事 金森 章宣 殿

理事 阿部 勝次 殿

法務省民事局長原



独立行政法人住宅金融支援機構が発行する不動産登記申請関係書類への  
押印の取扱いについて（回答）

10月19日付け住機債発第286号（債）をもって照会のありました標記の  
件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

民二  
法務省 第 2 6 5 2 号  
民商  
平成 2 1 年 1 1 月 4 日

法務局長殿  
地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長  
法務省民事局商事課長

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第31条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（依命通知）  
標記について、別紙甲号のとおり環境省総合環境政策局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

環保企発第 091022005 号

平成 21 年 10 月 23 日

法務省民事局長 原 優 殿

環境省総合環境政策局長 白石順一

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第 31 条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（照会）

水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をするための水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）の施行に伴い、同法第 10 条第 1 項に規定する認可事業再編計画に基づき行う登記に関し、同法第 31 条の規定により登録免許税の軽減を受けるために必要な主務大臣の証明書の様式を別添様式第一から様式第三のとおりとしたいので、登記手続上差し支えなかつて照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

(様式第一)

登録免許税の税率の軽減措置に係る事業会社の設立についての証明願

平成 年 月 日

環境大臣 殿

(設立する事業会社)

本 店

商 号

設立時代表者の資格及び氏名

印

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「法」という。）第31条第1項の規定による事業会社の設立の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

当事業会社が法第10条第1項に規定する認可事業再編計画に基づき法第9条第1項に規定する特定事業者により設立されるものであること。

---

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

環境大臣

印

(様式第二)

登録免許税の税率の軽減措置に係る資本金の額の増加についての証明願

平成 年 月 日

環境大臣 殿

(事業会社)

本 店

商 号

代表者の資格及び氏名

印

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「法」という。）第31条第2項の規定による事業会社の資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

当事業会社の資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円）が法第10条第1項に規定する認可事業再編計画に基づく法第9条第1項第2号に規定する事業譲渡の対価としての新たな株式の発行によるものであること。

---

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

環境大臣

印

(様式第三)

登録免許税の税率の軽減措置に係る不動産の所有権の取得についての証明願

平成 年 月 日

環境大臣 殿

(事業会社)

本 店

商 号

代表者の資格及び氏名

印

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「法」という。）第31条第3項の規定による不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1. 当会社が別紙の不動産の所有権を法第10条第1項に規定する認可事業再編計画に基づき法第9条第1項第2号に規定する事業譲渡により同項に規定する特定事業者から取得したこと。
2. 当会社が別紙の不動産の所有権を法第9条第1項に規定する特定事業者から取得した日

平成 年 月 日

---

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

環境大臣

印

(別紙) 不動産の所有権

1 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注) 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿に記録されている事項に合わせて記載する。

2 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積

(注) 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿に記録されている事項に合わせて記載する。

法務省 民二 第 2651 号  
民商  
平成 21 年 1 月 4 日

環境省総合環境政策局長 白石順一殿

法務省民事局長 原

儀

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第31条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

本年10月23日付け環保企発第091022005号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。